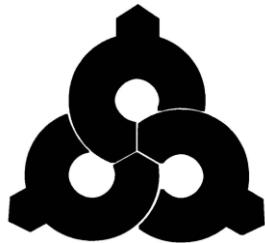


第4次豊見城市国土利用計画

ひと・そら・みどりがつなぐ 韶むまち とみぐすく



平成24年3月
沖縄県豊見城市

前 文

豊見城市国土利用計画は、国土利用計画法第8条の規定に基づき、豊見城市的区域における国土（以下「市土」という。）の利用についての基本的事項を定めるもので、豊見城市における土地利用に関する行政上の諸計画等の指針となる計画である。

この計画は、平成20年7月4日閣議決定の第4次国土利用計画（全国計画）及び平成21年3月25日県議会議決の第4次沖縄県国土利用計画を基本として、平成23年3月10日議決の第4次豊見城市総合計画基本構想（以下「本市基本構想」という。）に即しつつ、第4次豊見城市国土利用計画として策定し、豊見城市振興計画審議会の答申を得た後、平成24年3月16日市議会において議決されたものである。

この計画は、将来において、社会・経済情勢の推移に伴い、実情に適合するよう必要に応じて見直しを行うものとする。

第4次豊見城市国土利用計画

目 次

前 文

第1章 市土の利用に関する基本構想

第1節 市土利用の基本方針

1	基本理念	1
2	市土利用の概要	1
3	市土利用をめぐる基本的条件の変化	2
(1)	土地需要の変化	2
(2)	土地利用に係る市民要請	2
(3)	土地利用相互の関係性の深まり	2
(4)	都市構造の現状	3
4	計画期間における課題	3
(1)	土地需要の量的調整	3
(2)	市土利用の質的向上	4
(3)	市土利用の総合的な視点	4
(4)	多機能都市構造の形成	4
5	市土利用の基本方針	5
(1)	自然的土地利用の方針	5
(2)	都市的土地利用の方針	6
(3)	農業的土地利用の方針	6

第2節 利用区分別の市土利用の基本方向

(1)	農用地	7
(2)	森林	7
(3)	原野	7
(4)	水面・河川・水路	7
(5)	道路	8
(6)	宅地	8
(7)	その他	8

第2章 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

第1節 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標	10
---------------------------	----

第2節 地域別の概要

1 地域区分	12
2 地域ごとの土地利用の目標	
(1) 市街化区域地域	13
(2) 豊崎地域	13
(3) 東部地域	14
(4) 西部地域	14

第3章 第2章に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

1 公共の福祉の優先	16
2 国土利用計画法などの適切な運用	16
3 地域整備施策の推進	16
4 市土の保全と安全性の確保	
(1) 土地利用の適切な規制と誘導	16
(2) 森林の管理水準向上	16
(3) 市土レベルでの安全性向上	17
5 環境の保全と美しい市土の形成	17
6 土地の有効利用の促進	
(1) 農用地	17
(2) 森林	17
(3) 原野	17
(4) 水面・河川・水路	17
(5) 道路	18
(6) 宅地	18
(7) その他	18
7 土地利用転換の適正化	
(1) 土地利用転換の基本的な考え方	18
(2) 農用地から他用途への転換	18
(3) 森林・原野から他用途への転換	18
(4) 大規模な土地利用転換の考え方	19
8 多様な主体の協働による市土管理の推進	19
9 指標の活用	19